

登録商標「テンポス」商標権侵害差止等請求事件：東京地裁平成24(ワ)5333・平成24年5月31日(民47部)判決<請求棄却>

### 【キーワード】

商標法36条，同法38条3項，役務の類似性，商標の類似性

### 【事実の概要】

本件は，下記登録商標の商標権者である原告（株式会社テンポスバスターズ）が，被告（株式会社M & A Properties）に対し，被告が別紙被告標章目録1及び2記載の標章を使用することが，原告の商標権を侵害すると主張して，商標法36条に基づき，上記標章の使用の差止めとその削除を求めるとともに，民法709条，商標法38条3項に基づき，損害賠償として259万9308円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

#### 1 前提と成る事実（当事者間に争いのない事実）

##### (1) 当事者

ア 原告は，飲食店，仕出し給食等フードサービス業向け厨房機器の新品及び中古品の再生販売及び賃貸等を目的とする株式会社である。

イ 被告は，不動産の仲介，賃貸，売買，管理業，開発に関わる業務の請負等を目的とする株式会社である。

##### (2) 原告の商標権

原告は，次の商標権（以下「本件商標権」といい，その登録商標を「本件商標」という。）を有している。

登録番号 第4256909号

登録商標 テンポス（標準文字）

出願日 平成9年8月27日

登録日 平成11年4月2日

役務の区分 第37類

指定役務 中古品を使った設備及び内装工事

##### (3) 被告の行為

被告は，平成21年5月19日から現在に至るまで，被告が開設する店舗物件ポータルサイト（URLは省略（以下「被告ウェブサイト」という。））において，別紙被告標章目録1及び2記載の各標章（以下「被告標章1」，「被告標章2」といい，併せて「被告各標章」という。）を，電磁的方法により行う映像面を介した役務の提供たる同サイトの運営に当たりその映像面に表示して

役務を提供している。

## 2 争点

(1) 被告が被告ウェブサイトにおいて被告各標章を使用することが、原告の本件商標権を侵害するか(争点1)。

ア 被告が提供する役務は、本件商標権の指定役務と同一又は類似の役務であるか。

イ 被告各標章は、本件商標と同一又は類似の商標であるか。

(2) 損害額(争点2)

## 【判 断】

### 1 争点1について

(1) 被告が提供する役務は、本件商標権の指定役務と同一又は類似の役務であるか。

ア 前記前提となる事実に、証拠(甲4,5)及び弁論の全趣旨を総合すれば、被告ウェブサイトは、被告が平成21年5月19日に開設したもので、その表題部に「居抜き物件の『テンポスマート』:居抜き物件・スケルトン物件のマッチングサイト」、「店舗物件ポータルサイト」と記載するとともに、被告標章2を表示し、その本文に「テンポスマートでは東京・銀座を中心に居酒屋、飲食店、焼き肉、ラーメン店など多くの居抜き物件(店舗)をご紹介します。」と記載して、物件を掲記していることが認められる。

イ 上記アの認定事実によれば、被告が被告ウェブサイトにおいて提供する役務は、「飲食店等の店舗に係る建物の賃借の媒介又はそれに関する情報の提供」であると認められる。そして、本件商標権の指定役務は、「中古品を使った設備及び内装工事」(第37類)であり、両者の役務に同一又は類似の商標を使用しても、当該役務の取引者ないし需要者に同一の営業主の提供に係る役務であると誤認されるおそれがあるとは認められないから、被告が提供する役務が本件商標権の指定役務と同一又は類似の役務であるということとはできない。

ウ 原告は、原告が「テンポス」の商標のもとで、原告関連会社とともに、外食産業における設備、備品のフードビジネスプロデューサーとして、厨房機器、用品の販売や、店舗用不動産の紹介その他飲食店経営を行う者へのサービス提供を行っているところ、被告も店舗経営を行う者や店舗を閉店する者に対して店舗情報の提供等を行っているから、原告の行っている取引と被告の行っている取引は極めて類似すると主張する。

しかしながら、本件商標権の指定役務である「中古品を使った設備及び内装工事」と店舗情報の提供等とは、役務の提供手段、業種、需要者の範囲及び提供する事業者が異なるものといわざるを得ないから、被告が被告ウエ

ウェブサイトにおいて提供する役務は、本件商標権の指定役務と同一又は類似の役務であるとは認めることができない。

原告の主張は、採用することができない。

(2) 被告各標章は、本件商標と同一又は類似の商標であるか。

ア 本件商標は、「テンポス」との片仮名の標準文字を横書きした標章であって、「テンポス」の称呼を生ずるが、造語であると考えられるから、特段の観念は生じない。

被告標章1は、「テンポスマート」との片仮名の標準文字を横書きした標章であり、一連のものとして「テンポスマート」の称呼を生ずるが、特段の観念は生じない。

被告標章2は、数棟の建物をかたどった図形を描き、その下に、図形と同程度の大きさで、「Temposmart」（Tの部分は建物をかたどった図形と一体化している。）との欧文字の標準文字を横書きし、その欧文字の「p」から「t」までの間の文字の下部に図形や欧文字よりも小さく、「テンポスマート」との片仮名の標準文字を横書きした標章であって、「テンポスマート」の称呼を生じ、図形及び「Temposmart」との欧文字から、建物や店舗との観念を生ずる。

イ そこで、本件商標と被告標章1とを対比すると、両標章は外観及び称呼において類似せず、特段の観念を生ずるものでもないから、需要者において役務の出所を誤認混同するおそれがあるとは認められない。したがって、被告標章1は、本件商標と同一又は類似の商標ではない。

また、本件商標と被告標章2とを対比すると、両標章は外観、称呼及び観念において類似しないから、需要者において役務の出所を誤認混同するおそれがあるとは認められない。したがって、被告標章2は、本件商標と同一又は類似の商標ではない。

ウ 原告は、被告各標章のうちの「テンポスマート」、「Temposmart」のうち「mart」、「mart」の部分は、単に「市場」との観念を生じさせるに過ぎず、また、被告標章2の図形はテンポスの称呼を視覚的に補充するものに過ぎないから、被告各標章の要部は「テンポス」又は「Tempos」であると主張する。

しかしながら、被告各標章の「テンポスマート」、「Temposmart」については、「mart」及び「mart」の部分が、全体としての一体性が弱く、付加的であるといった事情は窺えないから、全体が一連のものとして認められるのであって、このうちの「mart」、「mart」の部分が「市場」との観念を生じさせるものとは認められない。また、被告標章2の図形は、標章全体の半分程度の大きさを占め、これから受ける印象も大きいことに照らせば、テンポスとの称呼を視覚的に補充するに過ぎないと認める

こともできない。

したがって、原告の上記主張は、前提を欠くものであって、これを採用することはできない。

2 以上のとおりであって、被告が被告ウェブサイトにおいて被告各標章を使用することは、原告の本件商標権を侵害しない。

3 よって、原告の請求は、その余の点を判断するまでもなく、いずれも理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

#### 【論 説】

1 . この事件は、原告の本件登録商標の指定役務に被告の役務が類似するかが争点の一つであった。しかし、原告の指定役務は「中古品を使った設備及び内装工事」であるのに対し、被告がwebsiteで提供する役務は「飲食店等の店舗に係る建物の賃借の媒介又はそれに関する情報の提供」である。すると、両者は類似するような役務でないことは明らかであるから、原告の主張は否認された。

2 . 争点の他の一つは、本件商標に係る文字標章「テンポス」であるのに対し、被告標章(1)(2)の「テンポスマート」が類似するかであったが、裁判所は類似しないと認定した。「テンポスマート」のうちの「マート」は市場を意味するとしても、文字標章全体としては「テンポスマート」と称呼するものだから、非類似と認定されたことは妥当である。

また仮に類似であると認定し得るとしても、前記役務の非類似性を考慮すれば、被告商標は本件商標に類似しないから、商標権侵害はないと判断されることになる。

〔牛木 理一〕

被告標章目録 1

テンポスマート

被告標章目録 2



本件登録商標

- |                                   |                    |      |            |                                    |
|-----------------------------------|--------------------|------|------------|------------------------------------|
| (111) 商標登録                        | 第4256909号          | 標準文字 | (450) 発行日  | 平成11年(1999)6月3日                    |
| (151) 登録日                         | 平成11年(1999)4月2日    |      | (210) 出願番号 | 商願平9-152472                        |
|                                   |                    |      | (220) 出願日  | 平成9年(1997)8月27日                    |
|                                   |                    |      | (732) 商標権者 | 株式会社テンポスマスターズ<br>東京都大田区本羽田2丁目9番23号 |
| (541)                             | テンポス               |      |            |                                    |
| (500) 商品及び役務の区分の数                 | 1                  |      |            |                                    |
| (511)(510) 商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務 | 37 中古品を使った設備及び内装工事 |      |            |                                    |
| 審査官                               | 田中 幸一              |      |            |                                    |